

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 那覇市福祉事務所

審査請求人 [REDACTED] (以下「請求人」という。)が平成31年4月10日付けで提起した処分庁 那覇市福祉事務所長 (以下「処分庁」という。)による生活保護変更決定処分 (平成31年3月18日付け那福事保第2224号。以下「本件処分」という。)に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、請求人に対し、平成31年3月18日に決定した生活保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

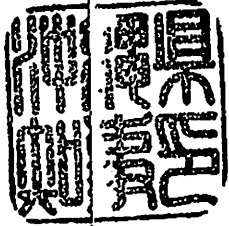
審理員意見書に記載のとおり。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
審理員意見書に記載のとおり。
- 2 処分庁の主張
審理員意見書に記載のとおり。

理 由

- 1 本件処分に係る法令等の規定について
(1)から(4)まで、審理員意見書に記載のとおり。
(5) 医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について (平成20年4月4日社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)の記の3のイは、生活保護法による医療扶助運営要領について (昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。)の第3-9-(2)-イ「被保護者の傷病、障害等の状態により、



電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」に該当する場合について定めており、その(イ)で、給付対象となる交通機関の適否について、「一般世帯の通院手段と被保護者の病状・障害等の状況等に照らして判断することが基本となる。タクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行うこと。」と定めている。

2 本件処分が違法、不当な点があるか

(1) 処分庁の判断は妥当か

審査請求人の世帯員Aに係る移送費継続の審査について、処分庁からは、運営要領第3-9-(3)-イに基づき、「生活保護の適正実施に係る調査票(通院状態の確認)」(以下「通院状態調査票」という。)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議を行い、所内協議にて、通院の必要性、給付対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関について適正に審査した旨の主張がなされている。

しかしながら、審査請求人は、平成30年4月19日付け保護変更申請書で、給付を必要とする理由について、「知的障害があり、バスの使用ができない」ためとしていることから、処分庁が、審査請求人が申請の理由としている「知的障害」について検討し、課長通知の記の3のイの(イ)に定めるように「被保護者の病状・障害等の状況等に照らして判断」したかについて検討する。

まず、上記の処分庁が審査に用いた主治医による通院状態調査票は、パセドウ病の症状のみの観点から回答されたものであることを審査請求人が主治医に確認しており、これまでの通院移送費の支給決定時及び前回継続決定時も、主治医はパセドウ病の観点からのみ意見を述べてきたことが、患者実態調査票の記載により推察されることから、上記の通院状態調査票については、パセドウ病の観点においてのみ作成されたもので、知的障害が考慮されたものではないと考えられる。

また、処分庁は、審査請求人からの保護変更申請について、知的障害を申請理由と捉え、知的障害の観点から検討した旨主張しているが、世帯員Aの知的障害についての状態、つまりバス利用の際に人混みがストレスとなり帰宅後、自傷行為や奇声を上げる等の状態については聞き取りしていないとの弁明であることから、世帯員Aの知的障害の観点からの状態把握は不十分であったと考えられる。

処分庁は、知的障害の観点からの検討について、世帯員Aの状態把握が不十分なまま、平成26年に交付された療育手帳の等級であるB1をもって、沖縄県療育手帳事務取扱要領に定められている療育手帳の判断基準の項目となっている「社会性」や「日常行動」に記載されたB1の程度の文言を根拠として、タクシー以外の公共交通機関利用で対応可能と判断している。しかし、処分庁は、世帯員Aの状態把握が不十分であり、その文言を、世帯員Aの処分時における具体的な状態に照らしていることが認められず、要領に記載された文言のみをもっては、世帯員Aが、タクシー以外の公共交通機関の利用が可能ということとはできない。

以上のことから、処分庁の判断について、世帯員Aの知的障害について検討がなされたとは認められず、タクシー利用の適否について、世帯員Aの障

害等の状況等に照らして判断したとは認められないことから、妥当とはいえない。

(2) まとめ

本件処分においては、継続給付決定の審査が適正に行われたとは認められず、本件処分に不当な点があったと解される。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年10月1日

審査庁 沖縄県知事 玉城康裕



(教示)

- 1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。